受検資格

技能検定は、職業訓練歴や学歴により実務経験年数が定められています。

経歴			経歴取得後に必要な実務経験年数				
			1級			2級	
			受検に必要な実務経験年数			受検に必要な実務経験年数	
			直接1級を受検	2級合格後	3級合格後	直接2級を受検	3級合格後
①検定職種に関する訓練を受けた方	職業訓練指導員免許を受けた方		1	1	1	0	0
	長期課程の指導員訓練修了者		1	1	1	0	0
	応用課程の高度職業訓練修了者		1	1	1	0	0
	専門課程の高度職業訓練修了者		3	1	2	0	0
	普通課程の普通職業訓練修了者	2，800時間以上	4	2	4	0	0
	普通課程・短期課程の普通職業訓練修了者	700時間以上	6	2	4	0	0
②検定職種に関する教育を受けた方	大学卒業者		4	2	4	0	0
	短期大学、高等専門学校卒業者		5	2	4	0	0
	高等学校卒業者		6	2	4	0	0
	盲・ろう及び養護学校の高等部修了者						
	厚生労働大臣が指定する専修学校各種学校卒業者	3，200時間以上	4	2	4	0	0
		800時間以上	6	2	4	0	0
③実務経験のみの方(①②以外)			7	2	4	2	0
特級を受検する場合は、1級の技能検定に合格した方で、その職種でその後5年以上の実務経験があるもの							

（注）　1. 関連学科（機械科）に該当していない方は表中、③実務経験のみの経験年数が必要です。
＊塑性加工科（板金科）の指導員免許を受けた方は、学科試験が免除

2. 3級を受検する場合は、つぎの方も該当します。（必ず在籍証明書を添付）
(1)高校、短大等において、検定職種に関する学科に在籍する方。
(2)短期課程（700時間以上）や普通課程の普通職業訓練等において、検定職種に関する訓練を受けている方。

3. 実務経験年数とは、申請書受付現在の検定職種に係る実務経験年数をいいます。

4. 受検資格は、直接受検、2級合格後、3級合格後のいずれかの実務経験年数があれば受検できます。
なお、合格後とは、合格証書交付年月日が起算年月日になります。